

一般社団法人日本ロボット学会 学生活動委員会規程

2024年08月08日理事会制定

第1章 学生活動委員会

(設置)

第1条 本会定款第42条により、常設ならびに時限の学生活動委員会をおくことができる。

(目的)

第2条 学生活動委員会（以下委員会という）は、以下の活動のうち1つ以上を行うことを目的とし、理事会の承認を経て設置される。その設置基準は第2章に定める。

1. 学生会員の専門知識の向上に関する活動
2. 学生会員のキャリアアップに関する活動
3. 学生会員間あるいは学生会員と会員のネットワーキングに関する活動
4. 学生会員によるイベントの企画と実施
5. その他学生会員主体の活動

(学生活動委員会運営協議会)

第3条 学生活動委員会の設置申請に対する事前審議機関として学生活動委員会運営協議会（以下、学生活動協議会という）を設置する。設置についての必要な事項は学生活動委員会運営協議会規定に定める。

(設置申請)

第4条 学生会員ならびに学生会員を支援する会員は、理事会に対し、委員会名称、設置の目的、必要性および委員会構成案、並びに活動計画を示すことにより、委員会の設置を申請することができる。

(構成)

第5条 委員会は、委員長1名および副委員長、幹事、学生会員を含む委員をもって構成する。また、必要に応じて委員を追加してもよい。構成委員が学生会員のみで、委員会から要望があった場合、あるいは学生活動協議会が必要と認識した場合、学生活動協議会は、学生活動協議会が指名する会員をメンターとして委員会の委員に追加することができる。

(設置期間)

第6条 設置期間は1年以内の毎年3月までを単位とする。期間の継続または1年未満の延長は、理事会に提出されたそれらの理由書に基づき理事会で決定する。

(重任および再任)

第7条 委員長は、特別な理由のある場合を除き、重任できない。委員長、委員の再任はこれを妨げない。

(召集)

第8条 委員会の召集は委員長が行う。

(企画)

第9条 委員会は企画を実施することができる。企画参加者は、委員長承認のもとに自由に決定される。企画の運営基準は第3章に定める。

(運営費及び会計報告)

第10条 委員会運営費は、予算で定める範囲内で支給される。委員長は、各年末に会計報告書を理事会に提出しなければならない。

(活動報告)

第11条 委員長は、毎年1回開催される学生活動協議会定例会に、活動報告および活動計画を提出、報告しなければならない。なお、委員会はホームページを開設し、活動内容を公開することができる。

(設置期間満了後の活動報告)

第12条 委員長は、設置期間満了後2か月以内に活動報告書および会計報告書を理事会に提出し、承認を受けなければならない。

(意見書および提案書)

第13条 委員長は、委員会を代表して学会の行事や運営等に関して、理事会に対し意見書または提案書を提出することができる。

第2章 学生活動委員会設置基準

第14条 本章は、本規程第2条に関わる学生活動委員会（委員会）の設置基準、ならびに本規程第10条における運営費の交付基準について示すものである。

(委員会)

第15条 委員会は、当学会にとって必要な活動やそれに伴うイベント等の企画を行うことを主たる目的として設置される。

2 委員会は、企画を年1回以上実施するものとする。

(企画運営基準)

第16条 企画の運営基準は第3章に定める。

(運営費交付基準)

第17条 委員会運営費は、予算の範囲内で支給するものとするが、その基準は以下の通りとする。

(新設時の交付基準)

第18条 学会として設置の必要性が大いに認められ、重点的に活動を支援していくべきと認められる委員会に、提案承認時の企画数に応じて、以下の基準で交付する。ただし、企画間で費用を融通することを認める。

・1企画あたり最大5万円(税込み)交付、年間最大税込み40万円(税込み)を限度として交付（注）

(継続または延長時の交付基準)

第19条 学会として継続の必要性が大いに認められ、継続して重点的に活動を支援していくべきと認められる委員会で、継続または延長申請時に承認された企画数に応じて、以下の基準で交付する。

・1企画あたり最大5万円(税込み)交付、年間最大50万円(税込み)を限度として交付（注）

(注釈事項)

第20条 繰越金は認めず、終了時に残金がある場合は学会に返金すること。

2 継続または延長する場合で、各年度の会計報告時に残金がある場合は、翌年度の交付金額から残金を減額し交付する。

3 また、設置（継続や延長を含む）の必要性が認められない申請については、再申請勧告や終了勧告を行うこともありえる。

2-3. 設置申請と審査の手続き

(発足時期)

第21条 委員会の発足時期は、理事会で設置承認された翌月1日とする。

(設置申請)

第22条 設置申請する会員は、委員会名称、目的・必要性、設置期間(常設希望または時限)、委員会構成、活動計画、予決算計画を記載した申請書を発足予定日の2ヶ月前までに理事会宛に提出するものとする。

(継続、延長または終了申請)

第23条 委員会の期間の継続または延長を希望する場合は、その申請書を予算計画と共に10月30日までに理事会に提出するものとする。

(設置申請、および継続、延長または終了申請の承認)

第24条 申請された案件は学生活動協議会にて事前審議を行う。理事会はその審議結果を尊重して必要な決定を行う。

第3章 企画運営基準

第25条 本章は、本規程第9条に関わる企画として、企画の運営基準について定めたものである。

(目的)

第26条 本会学生会員の技術的・学術的成長を促進するための自由な形式のイベント(発表会, 討論会, 勉強会, 見学会などのワークショップ, セミナーなど)や, ロボット技術に関する取材と執筆およびその公開, 学生間や学生会員と会員の交流イベント等の企画を実施し, 学生会員の成長を図ることを目的とする。

(運営)

第27条 企画の運営は, 担当する委員会が行う。

(企画の名称、実施)

第28条 委員会は, 原則として年1回以上公開の企画を実施する。その名称は委員会でその都度相応しいものを決定し, 実施の際には, 企画実施趣旨, 実施日時, 会場, 題目・発表者等を本会会誌会告欄に掲載する事ができる。

- 2 また, 実施に当たって他学会等との共催や協賛を得て, 発表の便宜を計ることができるものとする。この場合, 委員長は事前に共催等の条件について協議の上, 共催等依頼は委員長名で行う。

(企画への参加)

第29条 会員は, 任意の企画に参加できる。参加希望者は, 委員会所定の申し込み方法で申し込む。実施企画の参加受付等の事務は, 委員会が行う。参加費は学生会員は原則無料とし, 学生会員以外からは会場費, 資料代等の実費のみ徴収できるものとする。

(企画資料、著作権)

第30条 企画での発表会や講演会等のイベントでは, 資料を作成し, 参加者に配布できるものとする。委員会が定めた価格(原則制作にかかった実費)を徴収することもできる。この場合, 著作権は発表者に帰属する。

- 2 上記資料を参加者以外に委員会が定めた価格(原則制作にかかった実費)で頒布することができる。この場合, 当日配布分も含めて著作権は学会に帰属する。

(企画の運営事務・会計)

第31条 企画の運営に必要な事務, 会計, 会告原稿の作成, 資料の作成・頒布等は, 委員会が行う。

(規程の改廃)

第32条 この規程の改廃は, 事業理事が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

1. この規程は2024年10月01日より実施する。